



1-3 鉄道駅周辺の自転車ネットワーク路線の設定

鉄道駅周辺は、自転車交通も集中し、様々な方向・ルートが利用されており、駐輪施設の配置や、自転車の利用実態を踏まえ、鉄道駅周辺全体を見ながら自転車ネットワーク路線を設定していく必要があります。このため、鉄道駅周辺部の中心市街地では、その周辺部を自転車走行空間エリアとして設定した上で、自転車ネットワークの形成を図っていきます。

特に、自転車利用が多くなっている藤沢駅、辻堂駅、湘南台駅、長後駅の4駅を重点に、自転車走行空間エリアを設定します。

自転車走行空間エリアでは、自動車交通の速度規制などにより、整備形態を検討していくことや、人が集中する鉄道駅周辺の駅前広場などでは、自転車の押し歩き区間の導入についても検討を行います。

自転車走行空間エリアでの自転車ネットワーク路線の設定にあたっては、地域の方々、商業関係者、交通事業者、関係機関と連携を図りながら、鉄道駅周辺部の自転車走行空間の整備方法について検討を進めます。

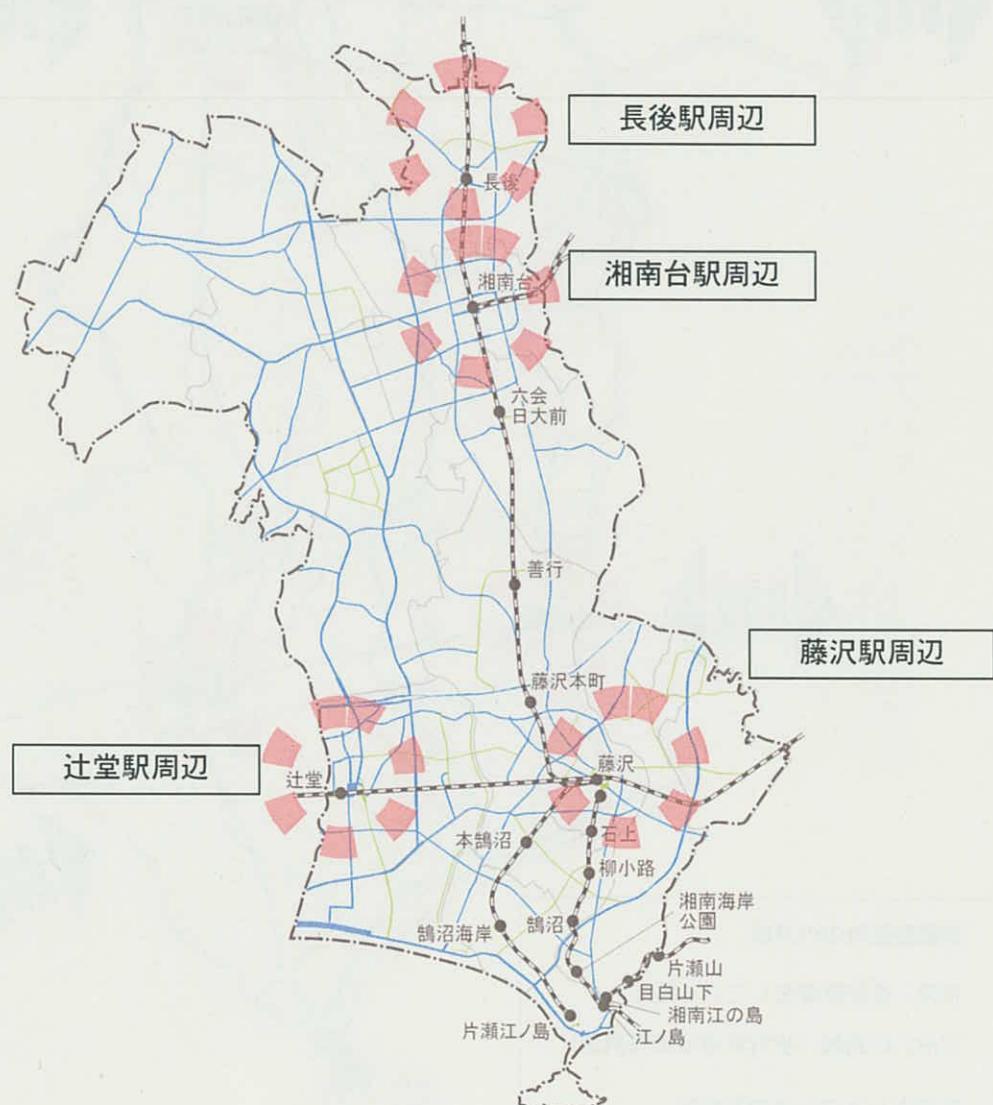


図 重点とする4駅



2 安全・快適な走行空間の確保

1の「将来的な自転車ネットワーク路線の設定」で自転車ネットワークに設定した路線については、安全・快適な走行空間を確保するために、一定の色で路面を着色するなど市内統一的な考え方で整備を行います。

2-1 藤沢市の自転車走行空間の整備方針としての「自転車走行空間のあり方」の作成

安全・快適な自転車走行空間を市内統一的な考え方で整備を行うための方針を定めた、「自転車走行空間のあり方」を作成します。「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」では、「自転車は『車両』であり、車道を通行することが大原則」としており、各地域において、道路管理者や都道府県警察が自転車ネットワーク計画の作成やその整備、通行ルールの徹底などを進められるようとりまとめられました。「自転車走行空間のあり方」についても、このガイドラインの考え方を基本とします。

2-2 「自転車走行空間のあり方」に基づいた走行空間整備

「自転車走行空間のあり方」に基づいて決定した整備形態で、関係機関との調整が整った路線から、自転車走行空間の整備を順次進めていきます。

2-3 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に定めのない事項のルール化

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」には詳細な定めのない事項のうち、歩行者や自転車などに注意をうながす標示などについては、現在統一したデザインがない状況です。「自転車走行空間のあり方」では、自転車利用者などの混乱を防ぐためにも、藤沢市の統一したデザインを定めています。



自転車の走行位置を明示するためのマーク（イメージ）



自転車と歩行者の走行位置を示すための看板（イメージ）



自転車と歩行者の錯綜が懸念される箇所で注意を促すための路面標示（イメージ）



基本方針2 とめる

～駐輪環境整備～

鉄道駅周辺を重点とした人にやさしい駐輪環境づくり

<方針>

放置自転車対策の一環として、放置自転車が多く見られ駐輪施設の収容台数が足りていない鉄道駅周辺、商業施設周辺においては、新たな駐輪スペースの確保などの方策について検討します。また放置禁止区域における放置自転車の撤去を進めます。

あわせて受益者負担の観点や既存駐輪施設の防犯性・利便性の向上を図るため無料駐輪施設の有料化を進めます。

1 新たな駐輪スペースの確保

駐輪需要が高くて放置自転車が多く、駐輪施設の収容台数が足りていない鉄道駅周辺などにおいて、駐輪環境の向上を図るために、公民双方において、必要な駐輪スペースの確保に努めます。

- 自転車交通量が多い鉄道駅周辺における新たな駐輪施設整備の検討
- 自転車交通量が多い鉄道駅周辺における開発に伴う民間駐輪施設整備の促進
- 商店街の活性化を図るための民間駐輪施設整備の促進

2 既存駐輪施設の利用環境の向上

既存無料駐輪施設の防犯性・利便性の向上を図るために、施設の有料化や既存駐輪施設の利用環境の向上に努めます。

- 既存無料駐輪施設の有料化の検討
- 既存駐輪施設の利便性を高める方策の検討

3 放置自転車の撤去

特に駐輪需要の多いところにおいては、歩行者が安全・安心に通行可能となる歩行空間の確保を図るために、放置禁止区域における放置自転車の撤去を行います。

- 放置禁止区域における放置自転車の効果的な撤去の推進



基本方針3 つかう

～利用促進～

市民や来街者が自転車利用しやすい環境づくり

<方針>

自転車利用を促進するためにソフト面の方策を中心に検討を進めます。あわせて、地域や企業と連携しながら市民や来街者が自転車利用しやすい環境づくりに取り組んでいきます。

1 公共交通などとの連携

主要なバス停付近への駐輪施設の整備、主要な鉄道駅、観光施設周辺などのレンタサイクルの検討を進めることで、サイクルアンドライドの推進を図ります。

- サイクルアンドライド推進の検討
- レンタサイクルの検討
- 自転車ラックバスの検討

2 モビリティ・マネジメントの推進

モビリティ・マネジメント※の推進により、人々が賢くより最適な交通手段を選択できるような取組みが必要となります。その中で自転車が選択できる環境づくりに努めていくことが自転車利用促進には有効と考えます。

このため、市民や企業を対象としたモビリティ・マネジメントの実施を検討していきます。

- 居住者対象のモビリティ・マネジメントの推進
- 職場対象のモビリティ・マネジメントの推進

※モビリティ・マネジメントとは、自動車利用から公共交通・自転車などを適切に利用する方向へと人々の意識を促す交通政策です。

3 情報発信の充実

自転車の利用割合を上げるために、利用者が必要とする情報を発信し、気軽に自転車を利用できるような促進手段の検討を図ります。

- 既存駐輪施設の利用を促すパンフレット作成の検討
- 自転車マップ作成の検討
- 身体活動量についての掲示の検討

4 自転車にふれあう機会の創出

自転車利用が少ない人に対し、自転車とふれあう機会を創出し、利用を促すイベントの開催を検討します。

- 自転車利用を促すイベント開催の検討

**基本方針4
まもる****～交通ルールの遵守～
市民と連携した交通安全の意識づくり****<方針>**

自転車利用における交通ルールの遵守やマナーの向上について、市民の意識を高める取組みを推進します。また、防犯面からも意識付けを行います。

1 交通安全啓発活動の拡充

自転車の安全な利用に向けては、利用ルールの徹底を図ることが有効であると考えます。

- 原則車道走行、左側通行など自転車利用ルール徹底の推進
- 自転車事故防止のための効果的な交通安全教育の推進

2 防犯への意識付け活動

安全啓発に向けた活動の機会において、自転車盗難被害の要因の多くが無施錠であることを認識させ、自転車への施錠を周知する活動を推進します。

- 駐輪時の施錠の徹底の推進
- 防犯登録の推進

3 自転車環境づくりにあわせた意識の啓発

自転車走行空間を確保するため、自動車の安全走行への誘導及び周知をする活動を推進します。

- 自転車走行空間における安全走行の確保

4 社会情勢に伴う交通ルール意識への啓発

道路交通法の改正や警察庁の通達などがあった場合、従来の姿勢や認識を転換し、新たな交通ルールに関する認識の啓発をしていきます。

- 交通ルール認識への啓発活動の推進

5 幼児二人同乗基準に適合した自転車利用の促進

6歳未満の幼児を二人乗せて自転車を運転するには、運転者用乗車装置と幼児用席2つを設けるために必要な構造などを有した自転車を使用することが義務づけられていることから、この安全基準に適合した幼児二人同乗用自転車の利用を促進します。

- 幼児二人同乗用自転車の利用促進

中短期で取り組む自転車施策



方針 1 はしる ~走行空間整備~

方針 2 とめる ~駐輪環境整備~

方針 3 つかう ~利用促進~

方針 4 まもる ~交通ルールの遵守~



**基本方針1
はしる**

**～走行空間整備～
安全・快適に走行できる自転車走行空間づくり**

1 自転車走行空間づくり

「将来的な自転車ネットワーク路線」のうち、現在、新設路線として事業が進められている路線と、藤沢市が管理する路線の中から、中短期で取り組む自転車走行空間の整備を予定する路線を選定し、先導的な自転車走行空間づくりに取り組んでいきます。

あわせて、先導的に進めていく自転車走行空間整備の進捗状況を見据えながら、自転車走行空間を検討していく路線も選定し、自転車ネットワークの形成を進めていきます。

また、自転車利用の多い鉄道駅周辺については、自転車空間整備の方向性を示し、自転車ネットワークの形成に取り組んでいきます。

これらの自転車走行空間づくりにあたっては、「藤沢市自転車走行空間のあり方」に基づき、地域や関係機関との調整を図りながら進めています。

(1) 自転車走行空間の整備

自転車利用が多い藤沢駅周辺では、現在、道路空間の再配分などにより、自転車走行空間の整備が進められています。このため、この周辺部に位置する都市計画道路（道路整備済みの路線）を中心に、「自転車走行空間の整備を予定する路線（道路空間再配分）」として、次の3路線を設定し、自転車走行空間づくりを進めます。

また、都市計画道路などで、現在、自転車走行空間を含めて道路新設事業が進められている、次の3路線を、「自転車走行空間の整備を予定する路線（新設）」として設定し、自転車走行空間づくりを進めます。

①自転車走行空間の整備を予定する路線

□整備予定路線（道路空間再配分）

| 番号 | 路線名 | 幅員 | 車線数 | 起点 終点 |
|----|------------|-----|-----|-----------------|
| 1 | 藤沢石川線(都) | 16m | 2車線 | 本藤沢七丁目 藤沢四丁目 |
| 2 | 中学通り線(都) | 15m | 2車線 | 藤沢 藤沢 |
| 3 | 藤沢駅辻堂駅線(都) | 12m | 2車線 | 鵠沼神明二丁目 藤沢 |

□整備予定路線（新設）

| 番号 | 路線名 | 幅員 | 車線数 | 起点 終点 |
|----|-----------------------------|-----|-----|-------------------|
| 1 | 石川下土棚線(都) | 25m | 4車線 | 下土棚字諏訪棚 下土棚字夏刈 |
| 2 | (仮)遠藤葛原線 | 18m | 2車線 | 葛原字観音堂 葛原字滝谷 |
| 3 | (仮)湘南台寒川線 ※遠藤宮原線(都)の延伸区間 | 25m | 4車線 | 宮原字六本松 寒川町 |



②自転車走行空間を検討していく路線

先導的に進めていく「自転車走行空間整備の整備を予定する路線」とのネットワーク化を図るため、これらの路線整備の進捗状況を見据えながら、既設の自転車走行空間が整備されている路線、鉄道駅周辺の自転車走行空間として整備する路線との連続性や、交通事故の状況を踏まえ、藤沢市が管理する路線（道路整備済みの路線・将来道路整備をしていく路線）を中心に、「自転車走行空間を検討していく路線」として、次のとおり設定します。

また、広域的な自転車ネットワークの形成には、国道、県道も含めていくことが必要となることから、国、県、周辺都市との調整を行い、検討路線の選定に向けた検討も進めています。

□検討路線（道路空間再配分）

| 番号 | 路線名 | 幅員 | 車線数 | 起点 終点 |
|----|--------------------|-----|-----|-------------------|
| 1 | 高倉遠藤線(都) | 25m | 4車線 | 湘南台六丁目 遠藤字山崎 |
| 2 | 遠藤宮原線(都) | 25m | 4車線 | 遠藤字山崎 宮原字六本松 |
| 3 | 辻堂駅遠藤線(都) | 25m | 4車線 | 辻堂神台一丁目 遠藤字打越 |
| 4 | 辻堂駅南海岸線(都) | 15m | 2車線 | 辻堂二丁目 辻堂西海岸三丁目 |
| 5 | 国道467号、県道43号、県道44号 | 16m | 2車線 | 藤沢一丁目 羽鳥五丁目 |
| 6 | 境川沿いの路線 | — | — | 白旗一丁目 片瀬海岸二丁目 |
| 7 | 引地川沿いの路線 | — | — | 長後字山王添 城南四丁目 |
| 8 | 目久尻川沿いの路線 | — | — | 宮原字戸中 宮原字高田 |

□検討路線（新設）

| 番号 | 路線名 | 幅員 | 車線数 | 起点 終点 |
|----|----------|-----|-----|---------------|
| 1 | 鵠沼奥田線(都) | 15m | 2車線 | 本鵠沼二丁目 鵠沼東 |

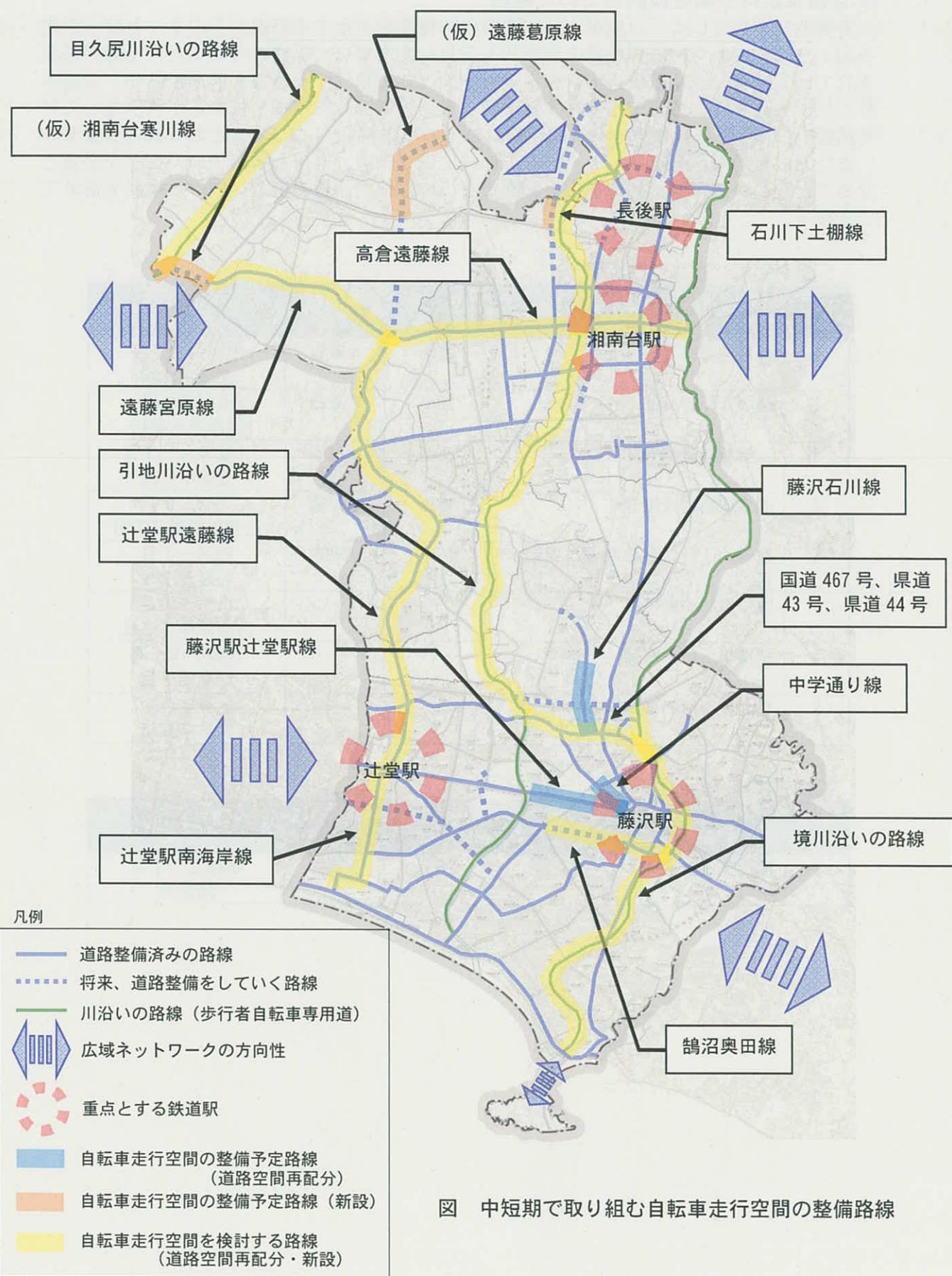


図 中短期で取り組む自転車走行空間の整備路線